

有明佐賀空港の自衛隊使用要請
現時点での県の確認状況

政策監グループ
空港課

防衛省からの要請、その後の動き

● 7月22日 武田防衛副大臣(当時)が来訪、要請

- 1 陸上自衛隊の水陸機動団のオスプレイのようなティルト・ローター機の部隊を佐賀空港に配備させていただきたい。
- 2 市街化が進む目達原駐屯地に配備されているヘリコプターについても、佐賀空港に配備したい。
- 3 沖縄の負担軽減のために、佐賀空港を活用し、米海兵隊に佐賀空港を利用させることも政府としては視野に入れている。

● 8月25日 小野寺防衛大臣(当時)が来訪、改めて要請

● 10月6日 左藤防衛副大臣が来訪、飛行ルート等を説明

飛行ルート(場周経路)、飛行高度、離着陸回数、騒音等の説明

防衛省
に対して

- 民間空港としての使用・発展に支障がないか検証いただきたい。
- 飛行経路や離着陸回数を加味した環境への影響がどのようになるのか、さらに詳しい説明を加えていただきたい。

要請に対する県の判断の考え方

大前提

佐賀空港の
民間空港としての使用・発展に支障がないか



1

県民の **安全** が確保されるか

- * 導入機材が安全なのか
- * 県民生活への影響がないのか

2

県民の **安心** が得られるか

- * 地元をはじめ関係者がどう理解・判断するのか

県として何らかの判断

防衛省の説明

検証の 前提

○自衛隊機の運用方法

- ▶ 基本的な運用時間 → 8:00～17:00
- ▶ 基本的な運用時間内の離着陸回数 → 60回程度
- ▶ 民航機(定期便+チャーター便(以下「定期便等」という。))の定時性を確保するとともに、遅延や早着、増便などがあった場合、民航機(定期便等)の運航を優先する。
- ▶ 民航機(定期便等以外の民航機(以下「小型機」という。))の利用時間と重複する場合は、民航機(小型機)の運航を優先する。

検証 内容

- ① 現在、佐賀空港を利用している民航機(定期便等+小型機)の運航に支障がないか。

(現在の離着陸回数) 定期便等 → 8回 小型機 → 18回



- ② 近い将来、民航機(定期便等+小型機)が増えてもその運航に支障がないか。

(近い将来の離着陸回数) 定期便等 → 27回 小型機 → 27回



検証 結果

現在及び近い将来においては、
民航機(定期便等+小型機)の運航に支障はない。

大前提

佐賀空港の 民間空港としての使用・発展に支障がないか

県としての確認結果

現在・ 近い将来 の支障

- ▶ 現在運航している民航機に支障がないことを確認。
- ▶ 現在、県がめざしている東アジア地域のLCCの誘致や現在運航している路線の増便などにも対応可能であり、近い将来の民間空港としての使用、発展には支障がないことを確認。

更に 先の将来 の支障

- ▶ さらに先の将来の民間空港としての使用・発展への影響については、防衛省に引き続き確認していく。



現在・近い将来の使用・発展には支障がないことを確認

今後の課題

大前提

有明佐賀空港の
民間空港としての使用・発展
に支障がないか

更に先の将来の民間空港としての
使用・発展への影響については、
防衛省に引き続き確認

1

県民の **安全** が確保されるか

導入機材の確定、騒音に関する
データの提示 等

2

県民の **安心** が得られるか

地元をはじめ関係者の意見、
議論、理解の状況を注視

< 検証結果① >

現在、佐賀空港を利用している民航機(定期便等+小型機)の運航への支障はない。



種別	離着陸回数 (8:00~17:00)	離着陸1回 当りに要する 概ねの時間	滑走路占有時間 (8:00~17:00)
民航機 (定期便等)	8回 ^(※1)	6.5分	52分程度 ^①
民航機 (小型機)	18回程度 ^(※2)	3.25分	59分程度 ^②
自衛隊機	60回程度 ^(※3)	3.5分	210分程度 ^③
			計321分程度 (①+②+③)



利用可能時間
(8:00~17:00)
計540分

(※1) 現在、自衛隊機の基本的な運用時間内(8:00~17:00)で運航する民航機(定期便等)の離着陸回数。

(※2) 平成25年度の民航機(小型機)の離着陸実績(4,420回)を1年間の平日の日数(245日)で除した回数。

(※3) 民航機(定期便等+小型機)が特定の時間帯に集中的に離着陸を行う場合、当該時間帯の自衛隊機の離着陸を控える。

<検証結果②>

近い将来、民航機(定期便等+小型機)が増えてもその運航への支障はない。



種別	離着陸回数 (8:00~17:00)	離着陸1回 当たりに要する 概ねの時間	滑走路占有時間 (8:00~17:00)
民航機 (定期便等)	27回 ^(※1)	6.5分	176分程度 ^①
民航機 (小型機)	27回程度 ^(※2)	3.25分	88分程度 ^②
自衛隊機	60回程度 ^(※3)	3.5分	210分程度 ^③
			計474分程度 (①+②+③)



利用可能時間
(8:00~17:00)
計540分

(※1) 現在の民航機(定期便等)の1時間あたりの最大離着陸回数3回に9時間を乗じた回数。
9時間は自衛隊機の基本的な運用時間(8:00~17:00)

(※2) 平成25年度の民航機(小型機)の離着陸実績(4,420回)を1年間の平日の日数(245日)で除した回数に1.5を乗じた回数。

(※3) 民航機(定期便等+小型機)が特定の時間帯に集中的に離着陸を行う場合、当該時間帯の自衛隊機の離着陸を控える。

